

2020年5月11日

SAAJ NEWS RELEASE

「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の 一部を改正する内閣府令(案)」等について意見書を提出

公益社団法人 日本証券アナリスト協会(会長：新芝 宏之 岡三証券グループ 代表取締役社長)は、2020年4月10日に金融庁から公表された「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の一部を改正する内閣府令(案)」に対して、5月11日に意見書を提出しました。

【意見書のポイント】

- ✓ 3月31日に企業会計基準委員会が公表した3つの会計基準に共通した「財務諸表利用者の理解に資するという」開示目的が、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等」(以下、「財務諸表等規則」)でも、「投資者その他の財務諸表の利用者の理解に資するものを注記しなければならない」と明記された点を、最も高く評価している。
- ✓ 「財務諸表等規則」第9条の改訂により、キャッシュ・フロー計算書、重要な会計方針の注記、重要な会計上の見積りに関する注記という順番で記載され、財務諸表利用者の使い勝手が良い点も評価している。
- ✓ 「財務諸表等規則」第8条2の2において「重要な会計上の見積り」の定義を示す際に、リスクという言葉の一般的なイメージによる誤解を防ぐため、企業会計基準第31号と同様に、リスクの後に(有利となる場合及び不利となる場合が含まれる)の加筆を検討していただきたい。
- ✓ 実務では受取手形に代えて「電子記録債権」の利用が増えているが、「財務諸表等規則」第15条では、その位置づけが不明確な印象を受ける。「電子記録債権」の利用実態に合った開示がなされる様に、「財務諸表等規則」第15条の記載を再確認していただきたい。

【添付資料】「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則等の
一部を改正する内閣府令(案)」について

本件に関するお問い合わせは下記まで

SAAJ 公益社団法人 日本証券アナリスト協会

電話：03-3666-1577

担当：職業倫理教育企画部長 貝増 眞かいます